

大臣指示

本日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、3月21日をもって、緊急事態宣言を解除することが決定され、基本的対処方針の変更が行われた。

今後は、社会経済活動を継続しつつ、再度の感染拡大を防止することが非常に重要である。農林水産省として、再度の感染拡大を防止し、国民の皆様への食料の安定供給を図る観点に立ち、以下の4点を指示する。

- ① 地方自治体等と連携し、農林水産業・食品関連産業への**影響の把握**に努めるとともに、必要な**支援**を行うこと。
- ② 飲食店ガイドラインの遵守徹底のための**見回り調査**を行うこと。
- ③ **様々なチャンネル**を活用して基本的な感染対策等の必要な情報を**積極的に発信**すること。
- ④ 出勤前の**検温**や**発熱等の症状**がみられるときの出勤自粛を引き続き徹底するとともに、各都道府県の感染状況及び要請等を踏まえ、**テレワーク等による出勤回避**や**時差出勤等**に積極的に取り組むこと。